

納税証明書を代理で請求される場合の、委任者欄への押印が不要になりました（令和5年2月～）

これまで、法人の納税証明書を代理人が交付請求する場合には、交付請求書委任者欄・委任状への押印（法人の代表者印）をお願いしていましたが、令和5年2月から、交付請求書委任者欄・委任状への押印に代えて、請求される方（窓口に来られる方＝代理人の方）に委任者との関係を記載いただく方法に見直しました。なお、交付請求書委任者欄・委任状の委任者氏名は、個人の場合は委任者が自署、法人の場合は委任者が記名してください。

※従来どおり、押印により委任されている場合でも交付請求を受け付けます。

○見直し後の交付請求書様式

様式第37号（第21条関係）

納税証明書 交付請求書 県税に関する証明書

※太枠内を記入してください。

広島県知事（ 県税事務所長）様	
請 求 者 （ 窓 口 に 来 ら れ た 方）	住所 （所在地） 〒 氏名 （姓及び姓略） 電話番号
	※法人の委任を受けて請求する場合は、委任者との関係を記入してください。 委任者との関係（ ）
	※代理人が請求する場合は、この欄への記入又は委任状の添付が必要です。 この証明書の交付請求及び受領に関する権限を上記の者に委任します。
委 任 者 （ 納 税 者）	住所 （所在地） 〒 氏名 （姓及び姓略） 電話番号 （注）氏名欄については、個人の場合は必ず委任者が自署してください。また、法人の場合は記名してください。

委任者欄への押印に代えて、請求される方（窓口に来られる方＝代理人の方）に、委任者との関係を記載いただきます。

※法人の委任を受けて請求する場合は、委任者との関係を記入してください。
委任者との関係（ ）

押印なしの場合、委任者欄の氏名は、個人の場合は委任者が自署、法人の場合は委任者が記名してください。

押印が不要になります。
※なお、従来どおり、押印により委任されている場合でも受け付けます。

次のとおり証明書の交付を請求します。（該当するものの「選択」欄に✓印を付してください。）

1 証明書の使用目的	
選択	使用目的
<input type="checkbox"/>	入札参加資格実態申請

○ご留意事項

記載内容について、請求者の方や委任者の方に確認をさせていただくことがあります。

○お問い合わせ先

西部県税事務所税務管理課	〒730-0011 広島市中区基町 10-23 税務庁舎 2階	(082) 513-5312
西部県税事務所呉分室	〒737-0811 呉市西中央 1-3-25 呉第2庁舎 4階	(0823) 22-5400(代)
西部県税事務所廿日市分室	〒738-0004 廿日市市桜尾 2-2-68 廿日市第2庁舎 1階	(0829) 32-1181(代)
西部県税事務所東広島分室	〒739-0014 東広島市西条昭和町 13-10 東広島庁舎 1階	(082) 422-6911(代)
東部県税事務所税務管理課	〒720-8511 福山市三吉町 1-1-1 福山第3庁舎 2階	(084) 921-1301
東部県税事務所尾道分室	〒722-0002 尾道市古浜町 26-12 尾道庁舎 2階	(0848) 25-2011(代)
北部県税事務所収納管理課	〒728-0013 三次市十日市東 4-6-1 三次第3庁舎 1階	(0824) 63-5181(代)
税務課	〒730-8511 広島市中区基町 10-52 本館 3階	(082) 513-2321

※納税証明書を取り扱う機関は、各県税事務所・分室です（税務課を除く。）。